

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 県営土地改良事業計画を定めた件 一〇五
 - 土地改良法により換地処分をした件 一〇五
 - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 一〇五
 - 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 一〇七
 - 公 告**
 - 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件 一〇七
 - 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 一〇七

告 示

福島県告示第三百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、赤番沢地区に係る県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業（地震・豪雨対策型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年三月四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書の写し
- 三 縦覧の期間
- 同 令和七年三月五日から （二十日間）
- 同 月二十四日まで
- 三 縦覧の場所
- 同 白河市役所

（農村計画課）

福島県告示第三百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、令和七年二月二十一日梁田地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。

令和七年三月四日

福島県知事 内堀 雅 雄

（農村基盤整備課）

福島県告示第三百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和七年三月四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 二 須賀川市勢至堂字大岩一の三
- 三 保安林として指定された目的
- 四 土砂の流出の防備
- 五 変更後の指定施業要件
- 六 立木の伐採の方法
- 七 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 八 主伐として伐採をすることができる立木は、須賀川市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 九 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 十 立木の伐採の限度
- 十一 次のとおりとする。

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、須賀川市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

- 十一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
須賀川市滝字不動山一の一四、一の一八、一の一八、一の二九、一の三〇、一の三一、一の三三、一の三五から一の三七まで
- 十二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 十三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、須賀川市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び須賀川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年三月四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
- 会田孝子 戸田道雄 後藤文雄 佐藤義昭 山野辺光一郎 新妻太 菅波禎子 瀬谷秀武 西山義意 青木友子 石井典夫 石井美代子 船生壽一 中野庄内 中野洋志 馬上博美 片寄勝広 鈴木一夫 會田宗一 会田孝子 後藤文雄 高木則夫 高木則夫 佐藤チエ子 佐藤チエ子 西山義意 石井典夫 石井美代子 草野勝哉 長谷川金治 鈴木一夫 會田宗俊
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和七年農林水産省告示第六十七号）によること。

(森林保全課)

公 告

公告第五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、郡山市から県中都市計画地区計画（安積町明見前地区計画）の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和七年三月四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する図書
- 総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所

福島県土木部都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、大熊町から富岡都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和七年三月四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する図書
- 総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所

福島県土木部都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、大熊町から富岡都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和七年三月四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する図書
- 総括図、計画図及び計画書の写し

二

縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

福島県報の購読申込みについて

福島県報を御購読いただきありがとうございます。

現在の購読期限は、令和7年3月末日となっておりますが、来年度も引き続き購読を希望される方や新たに購読を希望される方は、次のページの申込書に必要事項を記載の上3月31日(月)までに福島県総務部文書管財総室文書法務課（郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号）にお申し込みください。

購読料（月額3,560円。送料を含む。）につきましては、お申し込み後に納入通知書を送付しますので、納入期限までに当該通知書に記載の方法により納入してください。

福 島 県 報 購 読 申 込 書

令和 年 月 日

福 島 県 知 事

郵便番号

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び法人その他の
団体にあつては、その代表者の
氏名

電話番号

福島県報を 部 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで 箇月間購読します。